

WeWork Tokyo Square Garden

新型コロナウイルス（COVID-19）肺炎 に対する、企業としての対応策について

Basic Health産業医事務所

代表 佐藤 文彦

令和2年4月7日

次の症状がある方は

(1) (2)を目安に「帰国者・接触者相談センター」
にご相談ください

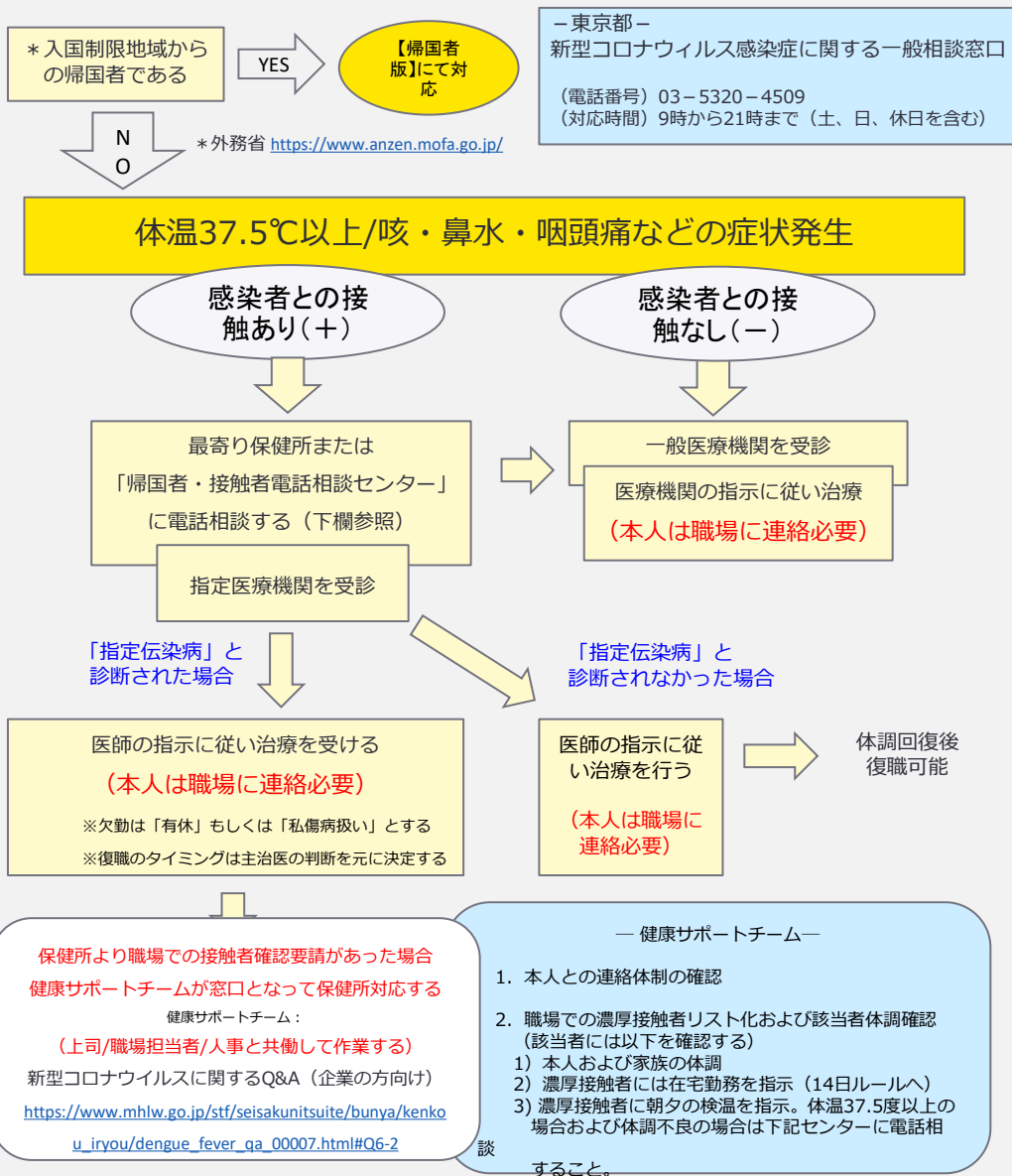
(1)風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。

(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

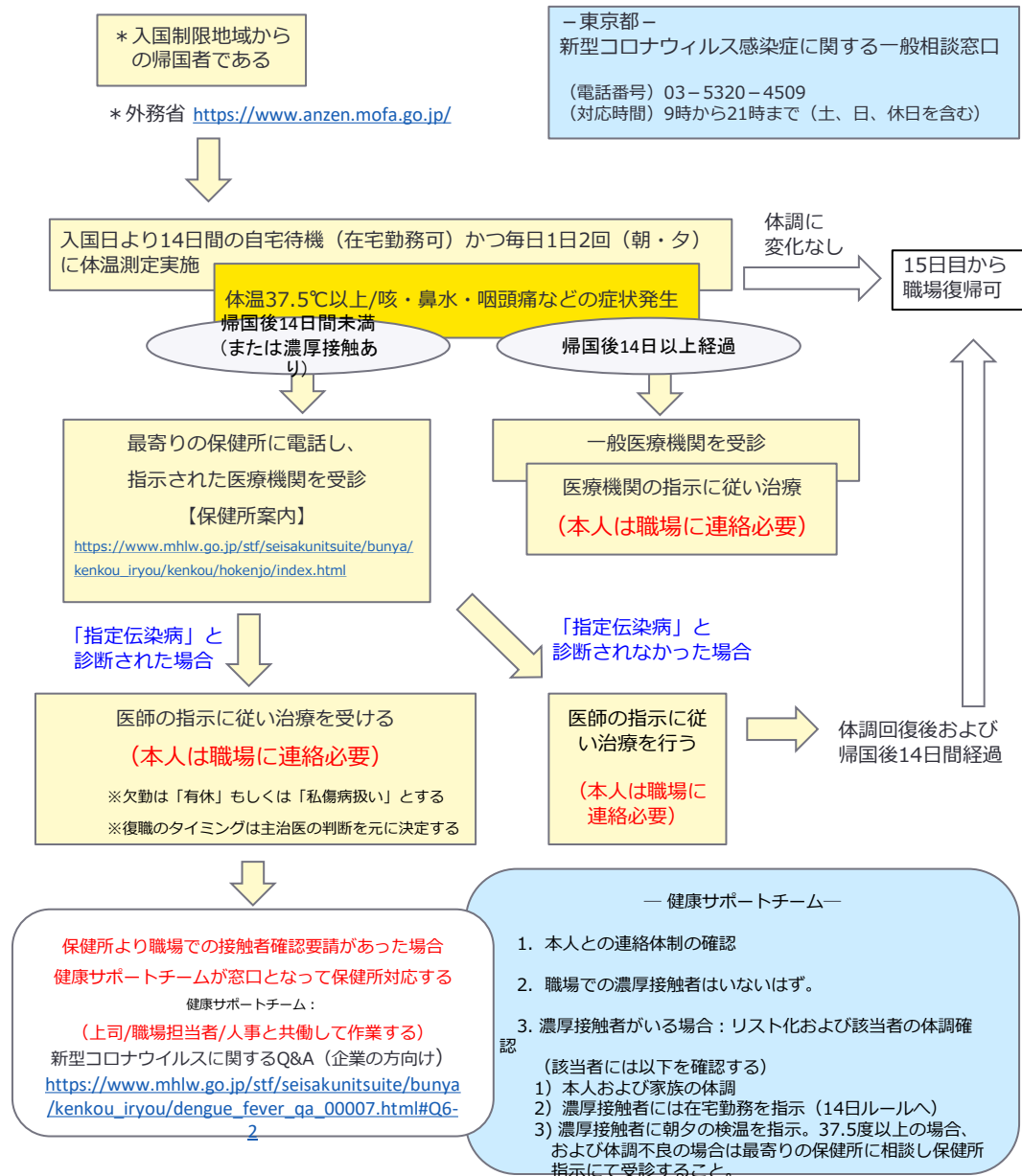
(2)強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合





受付時間	設置期間	電話番号
平日: 日中、各保健所の開所時間による(概ね9時~17時)	各保健所の相談センター	最寄りの保健所の相談センターにご連絡ください
平日: 17時~翌9時 土日祝日: 終日	都・特別区・八王子市・町田市 合同電話相談センター	03-5320-4592



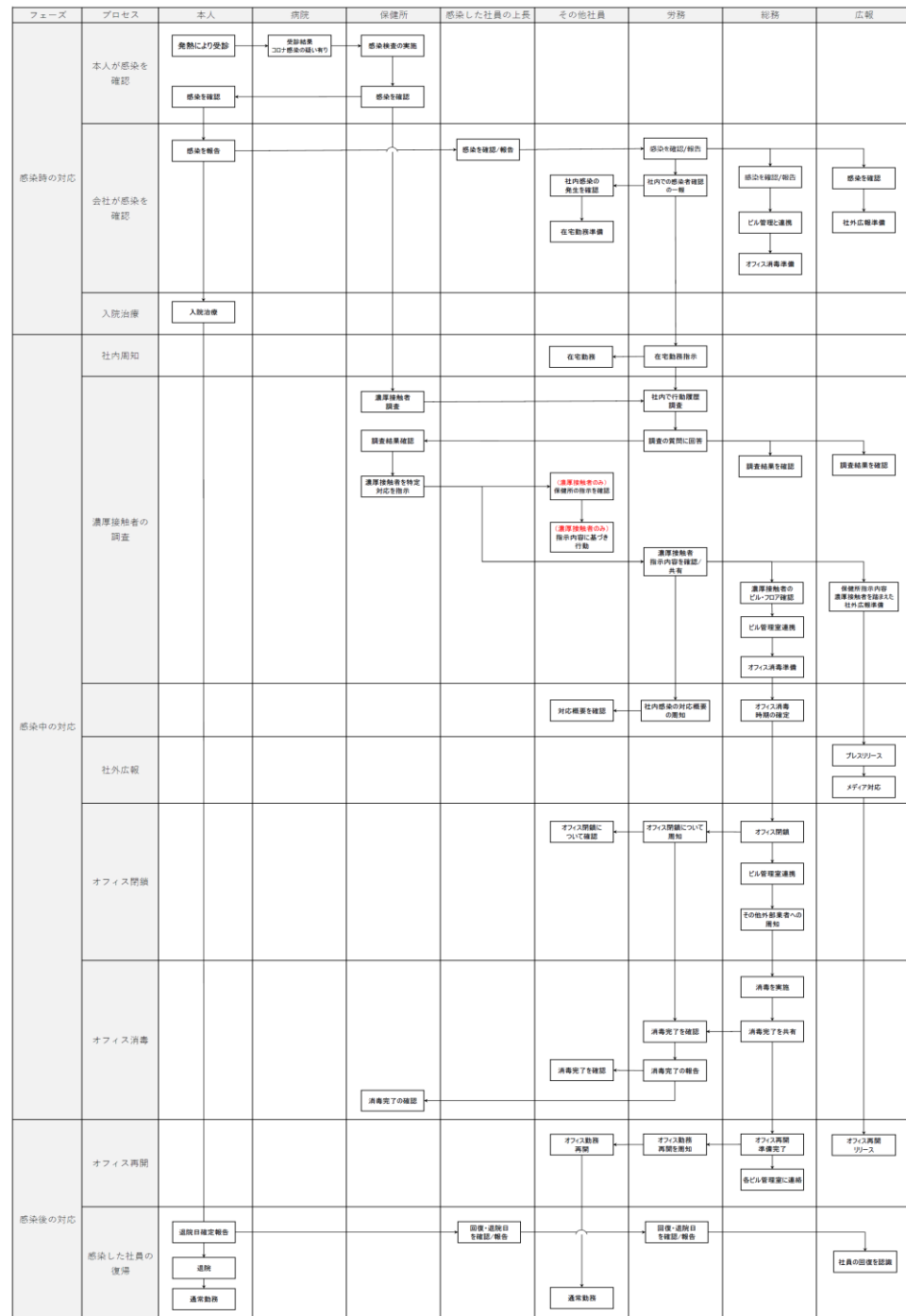
※濃厚接触者の定義

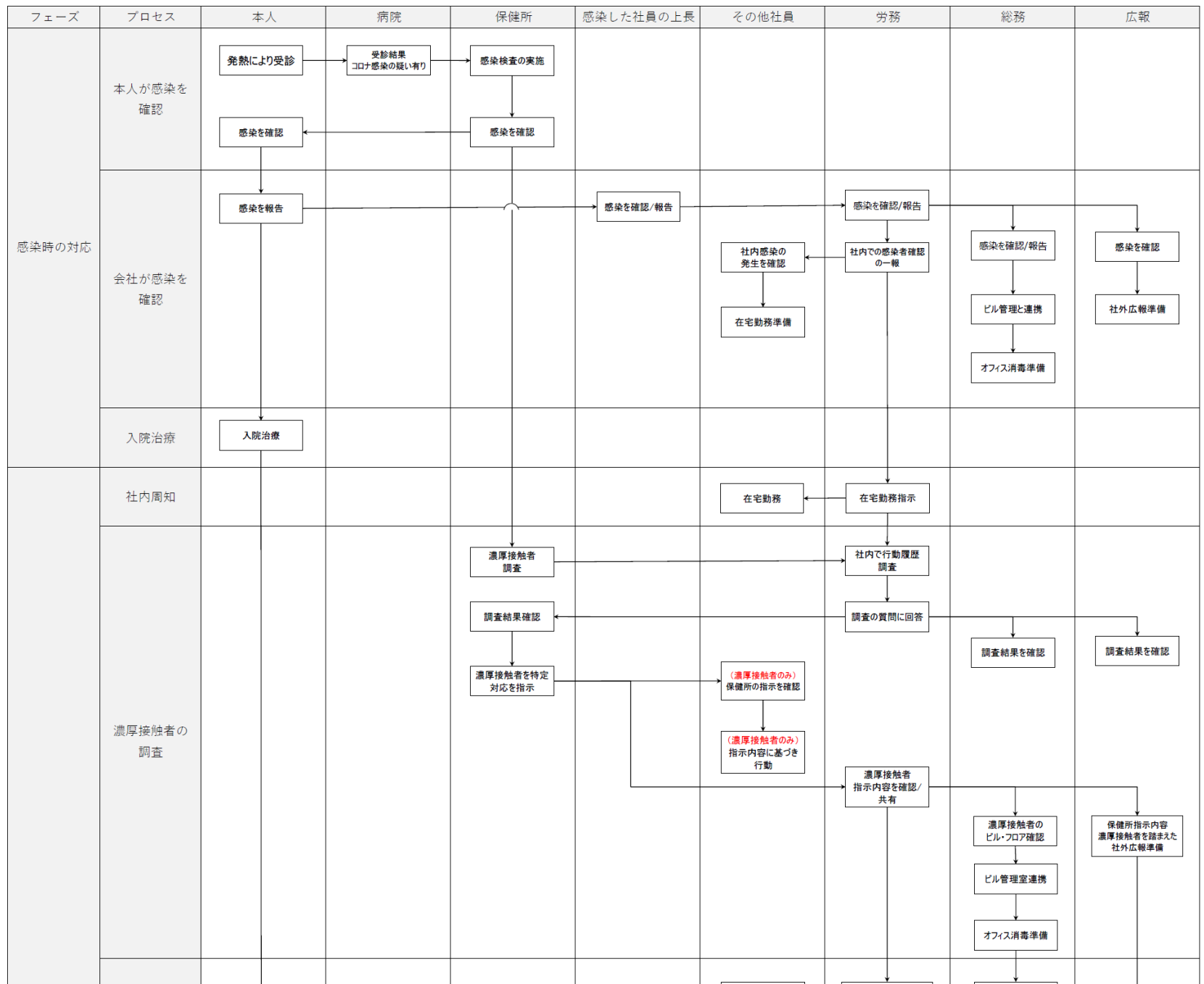
【職場内】手で触れること、または対面で会話可能な距離(2m)で15分以上接触があった場合

【世帯内】同一住所に居住するもの。接触時間の長短は問わない。

感染者マニュアル

全体フロー図





社員が濃厚接触者となった場合

- **社員が濃厚接触者となった場合**：保健所などの指示に従い自宅待機などの感染防止の措置を講じる。
 - **会社が独自の追加施策を取る場合**：出勤停止や在宅勤務を実施の場合は、法令や自社の就業規則等に基づいた対応を行う。
 - **濃厚接触者の定義**：
 - ※**職場内**：手で触れること、対面で会話な距離（例2m程度）で 1時間以上接触があること。
 - ※**世帯内**：同一住所に居住する者。接触時間の長短は問わない。
- 「濃厚接触者」と同居している者は、マスクの着用および手指衛生を遵守する
 - 家庭内で注意すること(8つのポイント)
 - － 部屋を分ける(個室)、世話をする人を限定、マスク着用、まめな手指衛生、定期的な換気、共有部分を消毒、リネン・衣服の洗濯(通常通り)、ゴミは密閉して廃棄

企業で感染症確定例発生！

—3 月 6 日現在で終了した事例について—

- ・（保健所は）感染症確定例の勤務状況、業務内容、最終出勤日、行動履歴、勤務先等の見取り図などによって、オフィスの換気状況、フロアーの状況、座席の配置等を確認し、主に飛沫感染を想定して濃厚接触者を決定した。
- ・保健所としては選定した濃厚接触者に最終接触後 14 日間の自宅待機を要請したが、企業の独自判断で濃厚接触者以外の職員やその同居家族にも自宅待機（在宅勤務）を実施していた企業もあった。

都市部企業における新型コロナウイルス感染症確定例の濃厚接触者に対する健康観察結果について（速報） 港区みなと保健所（2020 年 3 月 26 日）

各企業における濃厚接触者数は 3～16 人であった。濃厚接触者のうち、14 日間の健康観察期間中に発熱等を認めた者に対しては PCR 検査を行ったが、陽性者はいなかった（下表）。

表：企業における濃厚接触者数の状況（企業以外の濃厚接触者は除く）

対象	社員総数 (人)	確定例の 主な業務	濃厚接触者 数 (人)	PCR 検査実施 者数 (人)	検査陽性者 数 (人)
A 社	約 1,000	デスクワーク	14	2	0
B 社	約 1,500	運転業務	3	0	0
C 社	約 600	デスクワーク	16	1	0
D 社	約 7,000	デスクワーク	4	0	0

また、それぞれの確定例について、勤務先以外の同居家族や友人等における積極的調査と濃厚接触者の健康観察も行われたが、いずれも2次感染は生じていなかった。

- ・企業イメージを守るために過剰な対応を行う企業が多いが、過剰な対応は多くの一般の方に不安を与える可能性も高く、推奨されない。

- ・本報告のように、各保健所が実施している積極的疫学調査のうち、確定例の濃厚接触者における2次感染の有無等を情報提供していくことで、一般の方にも本疾患の性質を正しく理解してもらうことができるのではないかと考える。

新型コロナウイルス感染症発生時の保健所による調査について ～ 中央区保健所/企業向け ～（令和2年3月25日）

- 企業の独自判断による濃厚接触者と 濃厚接触者以外に対する在宅勤務の 指示や健康観察期間の延長について、保健所は関与しません。
- 保健所は消毒場所や消毒剤等に関する指導はしますが、消毒は企業で実施していただきます。
- 企業に対して、取引先や顧客に関する情報を求める場合があります。

事前に整理が必要な人事労務上の課題

項目	備考
自宅待機中の社員に対する給与の取り扱い	無休とするか有給とするか。
事業継続計画や意思決定方針	判断基準の作成
テレワークの環境の整備	環境整備コスト（通信費用）

厚生労働省の新型コロナウイルス感染症 関連のサイト

- 新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html#Q4-5
- 新型コロナウイルス感染症に係る時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09904.html

参考になるコロナ情報

- 日本公衆衛生学会 新型コロナウイルス関連情報特設サイト

<https://www.jsph.jp/covid/menu1/index.html>

- 日本疫学会 新型コロナウイルス関連情報特設サイト

<https://jeaweb.jp/covid/research/index.html>

- 日本産業衛生学会 企業と個人に求められる対策

<https://www.sanei.or.jp/?mode=view&cid=416>

- 布製マスクの再利用。マスクの洗い方について（経済産業省）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319009/20200319009.html>

- 新型コロナウイルス感染症対応に従事されている方のこころの健康を維持するために（日本赤十字社）

http://www.irc.or.jp/activity/saigai/news/200330_006139.html?fbclid=IwAR3ZKgaOoPyovBoFi4jec1uknTG6QtiKCje5Wr203dnKOb_QtAhizya5CuQ

- 港区保健所：企業の濃厚接触者への調査事例

<https://www.jsph.jp/covid/files/jirei0330.pdf>

感染経路と対策おさらい



【飛沫感染】

感染者が咳やくしゃみなどをした際に飛び散るしぶき（ウイルスを含んだ飛沫）を吸い込むことによる感染。

※職場や病院、満員電車などの人が多く集まる場所
予防＝マスク

手指を顔に
近づけない！！

【接触感染】

感染者がくしゃみや咳を手で押さえる
→その手で周りの物に触れるとウイルスが付着。
他者がその物に触れるとウイルスが手に付着し、
その手で口や鼻、眼を触って粘膜から感染。

※ウイルス付着場所：電車やバスのつり革、ドアノブ、
手すり、電気のスイッチ、ペン類、手洗い場のノブなど
予防＝石鹸手洗い、アルコール消毒

感染拡大を防ぐために、我々にできること

- マスクは再利用しない

布製マスクの再利用。マスクの洗い方について

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319009/20200319009.html>

- あごマスク、腕マスクは厳禁

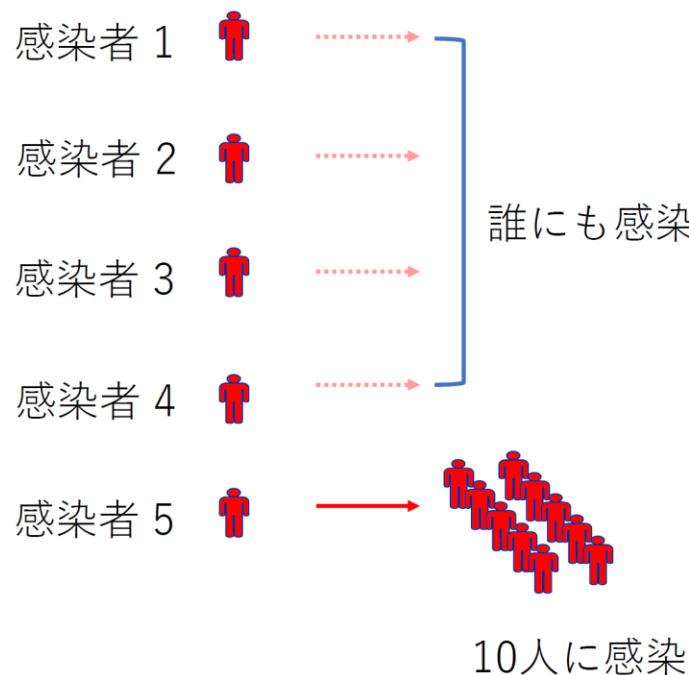
マスクの内側に病原体が付着し、再びマスクを口に装着したときに、ウイルスや細菌が侵入し感染リスク↑

- 可能であれば、うがいも行う。
- アルコール消毒は、アルコールが乾くまで、拭かないようにする。
- ソーシャルディスタンスを保つ。
- できれば、ペーパータオルを配置。



COVID-19の感染拡大の特徴

多くの人が誰にも感染させていないのになぜ流行が起こるのか？



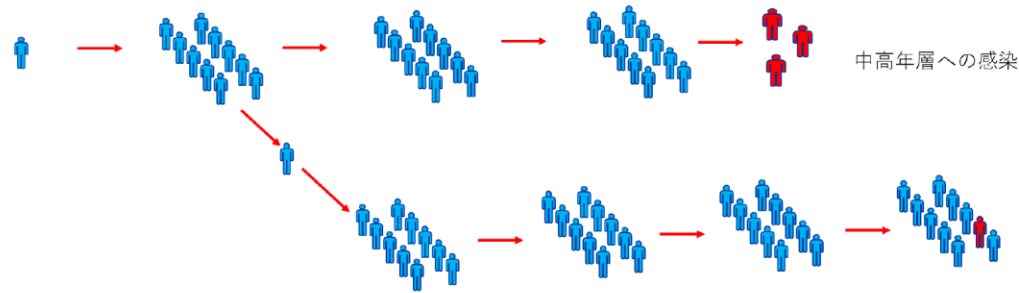
$$R_0 = (0+0+0+0+10) \div 5 = 2$$

多くの方は誰にも感染させないが一部に1人が多くの人に感染させていると考えないと流行が起きている理由を説明できない

リンクの追えない症例からつながった患者の集積のうち5人以上のものをクラスターとする

わかってきた新たな問題

若年層クラスター

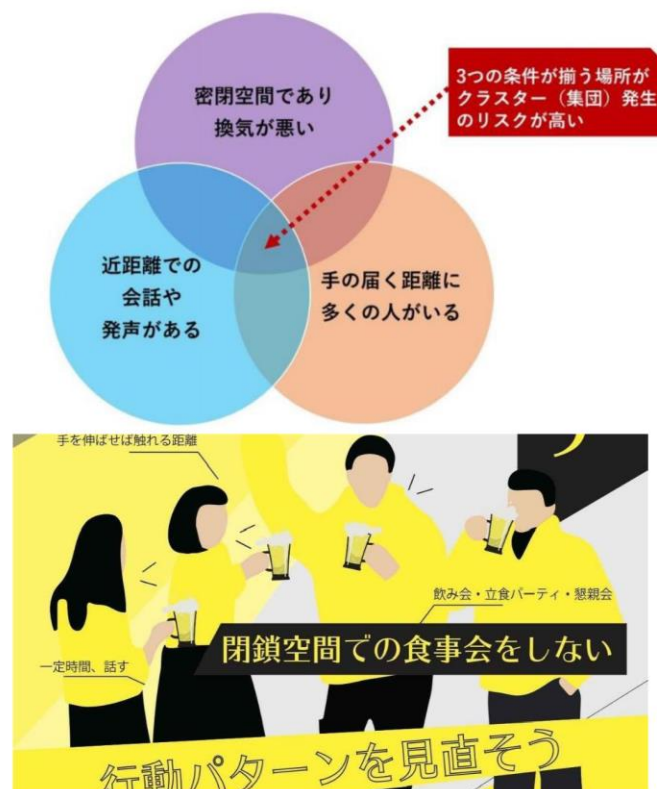
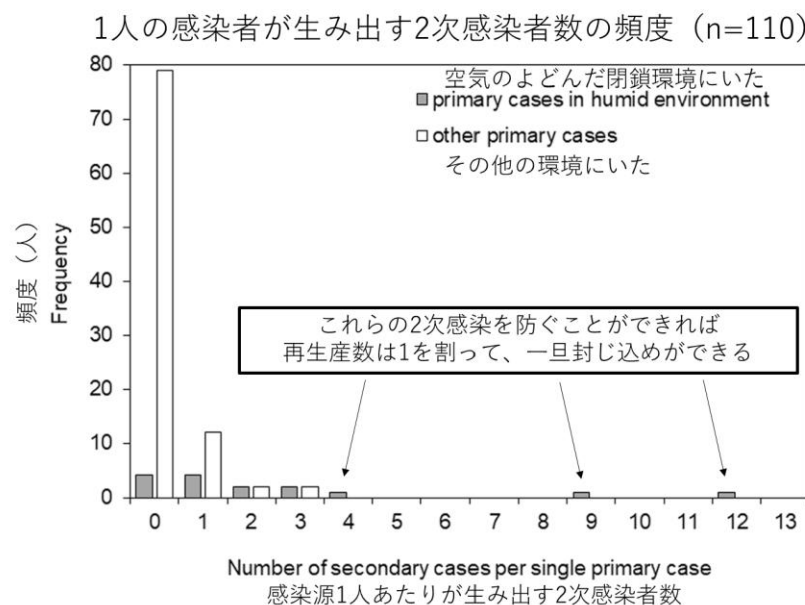


密接な接触を伴う 飲食店に関連する クラスター



- 若年層クラスターは生物学的理由により見えにくかったが、密接な接触を伴う飲食店に関連するクラスターは社会的理由により見えにくい。
- その結果、クラスター連鎖を見つけることができず、病院や高齢者施設の流行につながっている可能性がある。

クラスターの起こる環境の類型化



クラスターの起きる環境の類型化②

- 換気量が増大するような活動
- 大声を出す
- 歌う
- 1対複数の密接した接触
- 多くは咳・くしゃみがなく通常の飛沫感染ではない



新型インフルエンザ のための中小企業 BCP(事業継続計画) 策定指針

中小企業庁；2009年

中小企業 BCP 策定運用指針を用いた

新型インフルエンザ対策のための
中小企業 BCP(事業継続計画)策定指針



新型インフルエンザの発生は、

『いつ起きてもおかしくない状況にある』といわれています。

きちんとした対策を行い、従業員や会社を守りましょう！



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

中小企業庁

労働安全衛生法第66条第1項に基づく健康診断

- 規則第43条に基づく雇入時の健康診断
- 規則第44条に基づく定期健康診断
- 規則第45条に基づく特定業務従事者の健康診断

令和2年5月末までの間、延期することとして差し支えありません。

労働安全衛生法に基づく特殊健康診断等の取扱いは従前どおり法令に基づく頻度で実施いただく必要があります。

労働安全衛生法第17条に基づく安全委員会等の開催に当たっては、開催方法、委員会の開催頻度等について、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ別途指示するまでの間、弾力的な運用を図ることとして差し支えないこととする。

テレビ電話による会議方式にすることや、開催を延期することなど令和2年5月末までの間、弾力的な運用を図ることとして差し支えありません。

新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について（要請）

基安発 0331 第2号 令和2年3月31日
一般社団法人日本経済団体連合会会長 殿
厚生労働省労働基準局 安全衛生部長

新型コロナウイルス感染症の陽性等が発生した場合の 対応について

- 事業者においては、職場に新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者（以下「陽性等」という。）が発生した場合に備え、以下の項目を盛り込んだ対応ルールを作成し、労働者に周知いただきたいこと。
- 労働者が陽性等であると判明した場合の事業者への報告に関すること（報告先の部署・担当者、報告のあった情報を取り扱う担当者の範囲等）
- 職場の消毒等が必要になった場合の対応に関すること
- 労働者が陽性等になったことをもって、解雇その他の不利益な取扱いや差別等を受けることはないこと
- その他（必要に応じ、休業や賃金の取扱いなどに関すること等）

集団感染を起こさないように注意しましょう

①換気の悪い
密閉空間



②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
イベントや集会で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い!

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には
消毒などを行ってください。



新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いいたします



を避けて
外出しましょう!



(厚生労働省パンフレット)

- 不要不急の**出張・外出**を控えましょう。
- 電話や**オンライン会議**を取り入れましょう。
- **時差出勤**や**テレワーク**を積極導入しましょう。